

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和7 年 8 月 6 日

案 件 名	本市公共施設駐車場の適正利用の推進(有料化)について						
所 管	市長公室	局 区	政策	部	経営監理	課 担当者	内線

事案概要

駐車場の適正利用の推進等によるサービスの向上を目指した本市の公共施設に附帯する利用者駐車場(以下「本市公共施設駐車場」という。)の有料化の考え方を整理するとともに、当該考え方に基づき駐車場を有料化するもの

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	○本市公共施設駐車場の有料化の基本的な考え方について ○対象施設について ○今後のスケジュールについて
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果						
	効果測定指標					施策番号	
	年度	R7	R8	R9			
	事業効果 年度目標						

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

年度	R7				R8	
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～9	10～3
実施 内容	庁内調整		★ 9月議会 情報提供			
			○庁舎(2施設) ・市民等への周知 ・準備 (事業者選定、契約、工事等)			
					庁舎駐車場有料化	
			12月議会 都市公園条例 改正条例案の提出	★	○公園等(9施設) ・市民等への周知 ・準備 (事業者選定、契約、工事等)	
					公園等駐車場有料化	

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
事業費(費)									
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		0	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養 (事業の税収効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工※	B								
必要人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 健康と長寿を促す	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と人の暮らし を元気にする
	10 人や国の不平等を なくそう	11 持続可能な 都市づくり	12 持続可能な 消費と生産	13 気候変動に 適応する	14 海の豊かさ を増やす	15 陸の豊かさを 守る	16 やる気と公正を つなぐ	17 パートナリーシップで 目標を達成しよう	
		○						○	
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年12月	定例会議	報道への情報提供	資料提供	
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	部会	令和7年9月	
事前調整、検討経過等									
調整部局名等		調整内容・結果							
関係課長打合せ会議(※)		令和6年2月 検討の方向性や今後のスケジュールについて(了承)							
		令和6年7月 有料化の考え方や検討対象施設、今後のスケジュールについて(了承)							
		令和7年1月 役割分担や今後のスケジュールについて(了承)							
		令和7年2月 有料化の考え方や対象施設、今後のスケジュールについて(了承)							
経営評価委員会		令和7年4月 有料化の考え方について意見聴取							
備 考	※関係課長打合せ会議は各局・区の総合調整担当課や施設所管課等により開催								
	資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み								

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.7.29	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
【案件名について】		
○(総務法制課総括主幹)案件名について、一部の施設のみを対象とする中で、案件名は施設全般を有料化するように見受けられる。有料化は市民への影響も大きいことから、例えば、「適正化利用」や「一部有料化」などといった表現の方が良いのではないかと。		
→(経営監理課長)駐車場の適正利用の推進を図ることが主目的であり、その手段として有料化を進めている。案件名については悩んだ部分でもあるが、議論を重ねた結果、このような表現としたが、再度検討させていただきたい。		
【これまでの経過について】		
○(人事・給与課総括主幹)これまでの経過について、平成19年度に公園駐車場の有料化が見送られているが、この時点と状況が変わったという認識で良いのか。		
→(経営監理課総括副主幹)平成19年度のパブリックコメントでは、多くの反対意見をいただいたが、令和5年度の世論調査では、一定の配慮がある場合を含めると約70%が有料化しても良いと回答していただいているため、状況は変わっていると捉えている。		
→(人事・給与課総括主幹)平成19年度のパブリックコメントは、配慮がある場合でも反対だったのか。		
→(経営監理課総括副主幹)結果的に反対意見の方が多かった。なお、パブリックコメントと世論調査では、意見の求め方など手法が異なるため、結果にも影響したものと捉えている。		
【有料化の基本的な考え方について】		
○(財政課総括主幹)有料化の基本的な考え方について、有料化による収益は、有料化した施設の整備・修繕費等に充当するということだが、収益がある駐車場とない駐車場で齟齬が生じるものと考えているが、いかがか。		
→(経営監理課総括副主幹)有料化の基本的な考え方として、「利用者に還元する」ということを打ち出していく必要があると考え、このような表現とした。通常の維持管理であれば、各施設において当然に行っていくものであり、超える部分を活用していくイメージである。		
→(財政課総括主幹)収益については、有料化した施設のみを活用するというよりも、例えば、公園事業全体に充当するなど、広く活用するといった考え方が良いのではないかと。		
→(経営監理課長)例えば、公園等であれば9施設を対象としており、その9施設の中での活用であれば、利用者の理解も得られるのではないかと考える。具体的などころについては、改めて財政課と調整させていただきたい。		
【検討の進め方について】		
○(政策課長)説明資料10ページについて、「次の事項に留意する」とあるが、どこを示しているかわかりづらいため、表現を修正していただきたい。		
【対象施設について】		
○(南区役所区政策課長)説明資料16ページに対象施設として南区合同庁舎が記載されているが、「南市民ホール、大野南公民館を含む」となっている。南市民ホールは令和8年3月末をもって閉館となるため、表現を修正していただきたい。また、庁舎の長寿命化等が予定されているため、その部分も踏まえて、駐車場運営事業者を選定する必要があると考えている。		
→(経営監理課総括副主幹)説明資料を修正する。		
→(中央区役所区政策課長)南区合同庁舎の駐車場は、南保健福祉センターが満車になった際に利用されることがある。南区合同庁舎は有料化、一方で、南保健福祉センターは無料となった場合、南区合同庁舎の利用者が南保健福祉センターの駐車場を利用する可能性があるため、有料化する際には留意していただきたい。		
→(経営監理課長)南保健福祉センターにおいて、南区合同庁舎の駐車場に誘導しているのか。		
→(中央区役所区政策課長)子どもを対象とした健診があった場合など、指定された時間に多くの方が来庁されるため満車となり、守衛において案内していると思われる。		
→(経営監理課長)状況について確認する。		
【運営方法等について】		
○(アセットマネジメント推進課総括副主幹)料金設定について、駐車場運営事業者から提案を受けるということだが、各施設で料金設定が異なるのか。地域性や施設の用途などにより不公平感が生じなければいいが、料金の統一感をどのように考えているのか。		
→(経営監理課総括副主幹)適正利用の推進を目的としているため、一律の料金を設定することは難しいと考える。提案を受けた中で、周辺駐車場との整合性等を図っていくことは必要であると考え。		
→(アセットマネジメント推進課総括副主幹)提案された内容をそのまま採用するのではなく、提案を受けながら、周辺の有料駐車場等とも比較し、判断していくということで良いか。		
→(経営監理課総括副主幹)そのとおりである。		
○(総務法制課総括主幹)無料措置について、他自治体では、利用時点から有料としているところもあるため、本庁舎と同様に「一律1時間以内を無料」とするのであれば、理由をしっかりと打ち出していただきたい。		
→(経営監理課長)令和5年度の世論調査において、有料化に当たって配慮してほしい事項として、多くの方が「無料時間の設定」とご回答いただいているため、公園等についても、本庁舎と同様の考えとしたい。なお、横浜市と川崎市は、庁舎利用は1時間以内無料、公園等は利用時点から有料としている。		

<<次ページあり>>

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.7.29	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
<<つづき>> 【その他】 ○(政策課長)説明資料9ページに有料化の検討対象施設の条件を示しているが、対象とした14施設が唐突に見えてしまうため、検討経過やどのような状況が条件に合致したなど、具体的な部分を説明資料に追記していただきたい。また、構成員の意見を伺った中で、各施設所管課と詳細な部分が詰め切れていない印象を受けるため、各施設所管課と調整していただいた上で、14施設合意のもと、改めて庁議に諮っていただきたい。【対象施設について】 ○(財政課総括主幹)案件名を「公共施設に附帯する利用者用駐車場の適正利用の推進(有料化)」と修正した中で、古淵鵜野森公園としおだテクノパイル公園については、採算性が乏しいことを理由に対象外としているが、採算性のみを条件として精査したように見受けられる。 →(経営監理課総括副主幹)2施設の状況を確認した結果、古淵鵜野森公園は一部不適正な利用が見受けられるものの、それに伴い年間を通して混雑が発生するなどの課題が生じている状況ではない。しおだテクノパイル公園についても、公園利用者への影響がある状況ではないため、対象外とした。		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.7.31	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり承認する。	
【運営方法等について】		
○(政策課長)運営方法について、公園の「施設の設置管理許可」、それ以外の「貸付」の違いについて確認したい。		
→(経営監理課主査)駐車場運営事業者が運営するという点については変わらないが、公園は都市公園法、それ以外は地方自治法が法令根拠となっており、法令の違いによるものである。		
→(政策課長)駐車料金は、駐車場運営事業者の歳入となるのか。		
→(経営監理課総括副主幹)そのとおりである。利用者が支払う料金は運営事業者の歳入となり、事業者が市に支払うのは貸し付けた料金である。		
→(政策課長)利用者への還元は、事業者からの貸付料を財源にすることか。		
→(経営監理課総括副主幹)そのとおりである。		

本市公共施設駐車場の 適正利用の推進（有料化）について

駐車場

民間

- コインパーキング
- スーパーなどの駐車場

- 市営駐車場
(橋本駅、相模原駅、
相模大野駅、小田急相模原)

- 市の施設（庁舎、公園、体育館など）の駐車場

今回審議の対象とする施設
(以下「本市公共施設駐車場」という。)

◆審議事項

○ 本市公共施設駐車場の有料化の基本的な考え方について

⇒ 有料化の基本的な考え方を整理するもの

○ 対象施設について

⇒ 基本的な考え方に基づき、有料化する施設を決定するもの

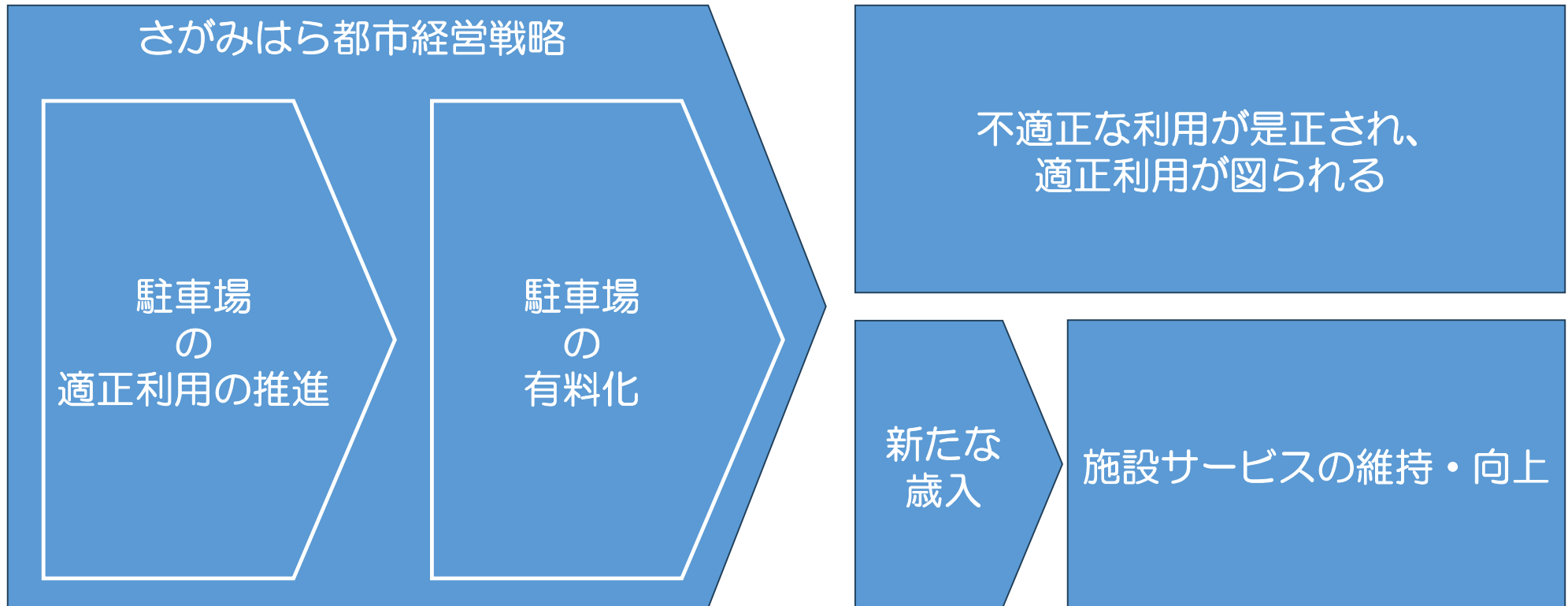
○ 今後のスケジュールについて

⇒ 対象施設の有料化のスケジュールを決定するもの

◆経過

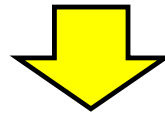
年度	取組内容
平成10年度	新相模原市行政改革大綱 ⇒ 「公共施設駐車場のあり方の検討」を位置付け
平成19年度	公園駐車場の有料化を見送り
平成26年度	市役所（庁舎）周辺駐車場の有料化 ⇒ 駐車場の混雑緩和を目的として、時間貸しのコインパーキングとして運営することにより、混雑緩和に大きな効果を発揮するとともに、財政面にも効果があった
令和3年度	相模原市行財政構造改革プラン ⇒ 「公共施設利用者用自動車駐車場の有料化に向けた取組」を位置付け
令和5年度	市政に関する世論調査（1,277人／3,000人から回答） ⇒ 一定の配慮（無料時間の設定等）がある場合を含めると約70%（872人）が有料化してもよいとの回答
令和7年度	さがみはら都市経営戦略 ⇒ 本市公共施設駐車場の有料化を取組の一つとして位置付け

1 有料化の基本的な考え方

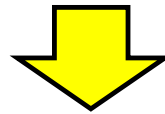


1 有料化の基本的な考え方

- 施設利用者以外の駐車が散見され、混雑の一因となっており、対策が求められている。



- 受益者負担の考え方も踏まえつつ、無料であることによる不適正な利用の発生といった、課題解決のために駐車場の有料化に取り組むものとする。

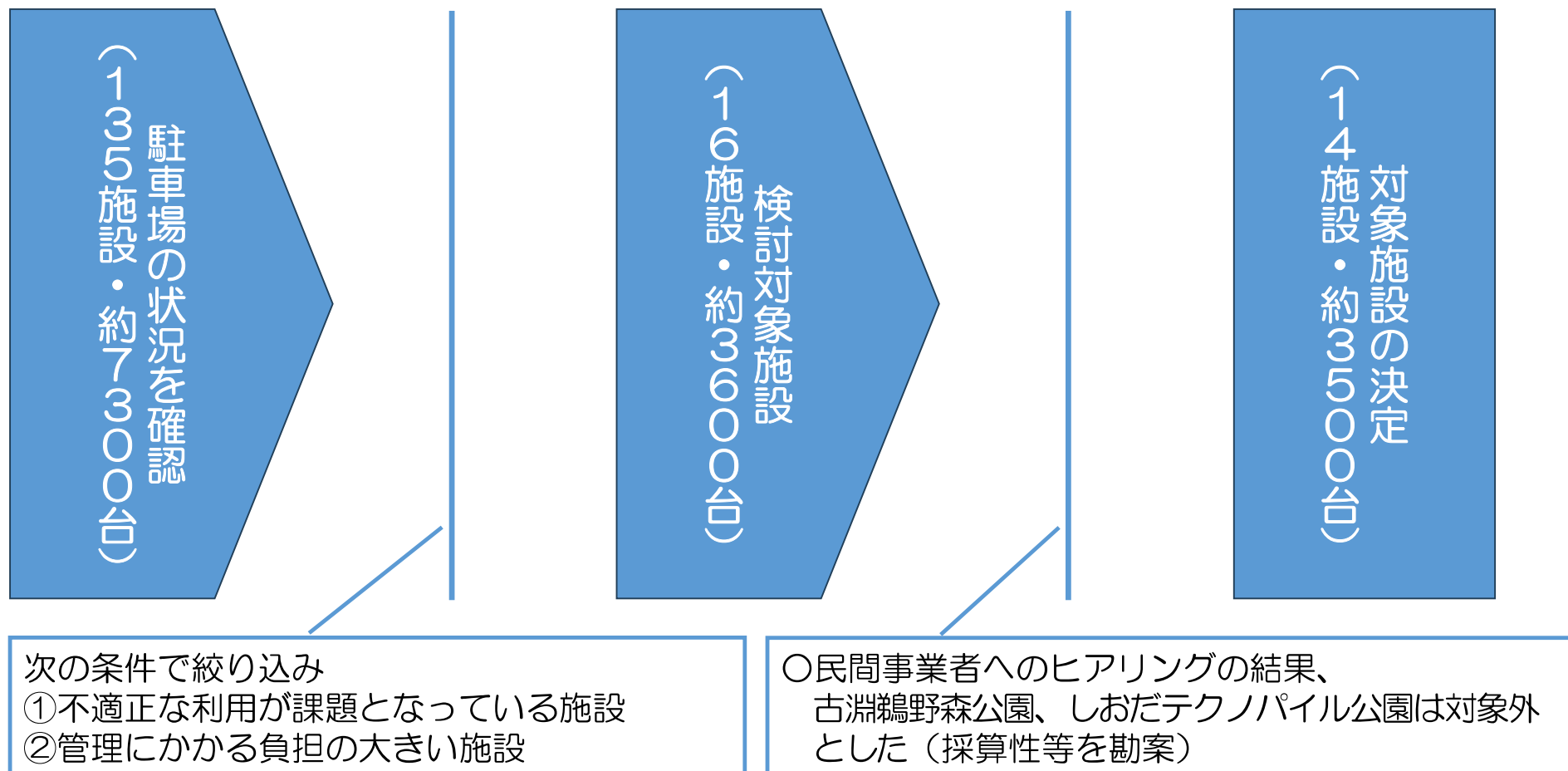


- なお、駐車場の有料化による歳入について、駐車場の受益者負担対象経費（維持管理費）を超える場合には、有料化した施設の整備・修繕費等サービスの維持・向上に活用する。

※ 駐車場の利用は、利用者に選択性があること、また、一定のスペースを一時的に占有する便益を受けていることから、受益者負担（駐車料金）を求めることができるサービスである。

2 有料化の対象施設

(1) 検討経過について



2 有料化の対象施設

(2) 対象施設について（14施設・約3500台）

施設の分類	施設名称
庁舎 (2施設)	緑区合同庁舎（あじさい会館緑分室、勤労者総合福祉センター含む）
	南区合同庁舎（大野南公民館含む）
公園等 (9施設)	相模原北公園、北総合体育館
	相模原麻溝公園（競技場含む）、総合体育館、市民健康文化センター
	小山公園
	横山公園（総合水泳場含む）
	淵野辺公園
	相模原スポーツ・レクリエーションパーク
その他 (3施設)	鹿沼公園、図書館 ⇒ 公共施設の再編・再整備に合わせて有料化を実施する。
	北市民健康文化センター ⇒ 改修を予定していることから、時機を捉えて有料化を実施する。

3 料金設定等

(1) 料金設定について

- 駐車料金は、次の条件を踏まえ、駐車場運営事業者から提案を受けるとともに、双方協議の上、決定するものとする（料金の見直し含む）。

【駐車料金の条件】

- ・ 周辺の有料駐車場や近隣自治体の類似施設の料金等を踏まえて設定すること。

(2) 無料措置について

- 一律 1 時間以内は無料とする。
- その他の無料措置として、次に該当する場合、無料とする。

【その他の無料措置（主なもの）】

- ・ 市の窓口での相談や混雑のために 1 時間を超過した場合
- ・ 障害者（施設利用者に限る。）が乗車している場合 など

3 料金設定等

(3) 実施手法について

- 公園（北総合体育館含む）は「施設の設置管理許可」、それ以外は「貸付」とする。
⇒ 公園施設の設置管理許可については、都市公園条例の改正により駐車場使用料を「1㎡300円以上／年」とした上で、入札等の金額に基づき、実際の使用料を決定する。

公園駐車場の設置管理許可使用料について、1,000㎡未満の土地の貸付時の貸付料の算定方法を準用して算出
また、有料化を予定している公園のうち、最も土地評価額が低い相模原麻溝公園（第1～3駐車場）を基準に算出

$$\begin{array}{rclcl} \text{土地評価額（1㎡／年）} & & \text{1,000㎡未満の土地貸付時の} & & \\ & & \text{基準価格算定時の係数} & & \\ 9,050\text{円} & \times & 0.03 & = & 271.5\text{円／㎡} \rightarrow 300\text{円／㎡以上 ※100円未満切り上げ} \end{array}$$

⇒ 採算性の低い公園についてもグルーピングにより導入できるよう、下限は有料化を予定している公園の中で土地評価額が低いものを基準とする。

(4) 駐車場有料化による歳入の活用方法について

- 年間約6,000万円程度の歳入増が見込まれる。
- 有料化した施設の整備・修繕費等サービスの維持・向上に活用する（樹木管理、遊具等）。

4 今後のスケジュール

	R7									R8	
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~9	10~3
都市経営戦略		策定									
庁舎 (2施設)		庁議 (有料化決定)	議会への 情報提供	・市民等への周知 ・準備 (事業者選定、契約、工事等)						駐車場有料化	
公園等 (9施設)				改正条例案の提出 (都市公園条例)			・市民等への周知 ・準備 (事業者選定、契約、工事等)			駐車場有料化	

○開催日 : 令和7年8月6日

○開催場所 : 第3委員会室

○案件名 : 本市公共施設駐車場の適正利用の推進（有料化）について

○担当課 : 市長公室 政策部 経営監理課

○出席者 ■ : 出席 □ : 欠席 (代) : 代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 □総務局長 □財政局長 □政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■緑区役所副区長 ■中央区役所副区長 ■南区役所副区長

■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■経営監理課長 ■政策課長

(1)主な意見等

○(財政部長)説明資料6ページの有料化の基本的な考え方について、施設利用者以外の駐車が散見され、混雑の一因となっているとのことだが、根拠はあるのか。

→(経営監理課長)施設所管課への照会やヒアリングにより状況を確認した。

→(財政部長)夏頃のみや土日祝日のみを有料化するといった考え方は適用できないのか。

→(経営監理課長)駐車場の適正利用は年間を通して図るものであると考える。

→(財政部長)対象施設は、平日も施設利用者以外の駐車や混雑といった状況にあるということか。

→(経営監理課長)そのとおりである。

○(財政部長)料金設定等の無料措置について、障害者（施設利用者に限る。）が乗車している場合とは、どのような利用を想定しているのか。

→(経営監理課長)公園や体育館を利用した場合である。なお、障害者の利用を無料としている自治体が多いことから参考とし設定したものである。

○(シビックプライド担当部長)令和5年度の世論調査について、「どちらかといえば有料化すべきでない」と回答した方を対象に改めて質問した結果が説明資料の数値であり、「有料化すべき」及び「有料化はやむを得ない」は47.3%であったと認識している。誤解が生じるのではないのか。

→(経営監理課長)2段階方式となっている設問をまとめた結果となっているが、誤解が生じないよう修正させていただく。

○(シビックプライド担当部長)ギオンスタジアムがある相模原麻溝公園について、サッカーなどの試合が開催された際、チームや関係者が専用利用している。有料化した場合、どのような取扱いとなるのか。

→(経営監理課主査)専用利用が発生する施設については、専用利用により収益が得られないことがあることを前提に駐車場運営事業者を募集する方法を想定している。

○(市長公室長)議会における部会への説明について確認したい。

→(総務法制課長)駐車場の有料化については総務部会、都市公園条例の改正については市民環境経済部会、2部会への説明を想定している。

(2) 結 果

○原案のとおり上部会議に付議する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。